

熊本県営野球場誘致等包括支援業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「熊本県営野球場誘致等包括支援業務委託（以下「本業務」という。）」を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により事業者を選定する手続に必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

熊本県営野球場誘致等包括支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「熊本県営野球場誘致等包括支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※受託候補者として特定後、契約締結に係る協議を行うため、提案上限額での契約を約束する
ものではない。

※提案上限額は、仕様書の4（1）及び（2）の業務内容を実施する場合のものである。

3 事務局

本プロポーザルに関する事務局を、菊陽町役場 総務部 総合政策課 に置く。

所 在：〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

電 話 番 号：096-232-2112

FAX 番 号：096-232-4923

電子メール：sogoseisaku(at_mark)town.kikuyo.lg.jp

※迷惑メール防止対策です。（at_mark）を@に置き換えてください。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 菊陽町競争入札参加資格名簿に登録されている者であること。ただし、当該資格を有していない者であっても、参加手続時に、本町が求める資格審査表（添付書類を含む。）を提出し、受理された場合は、参加資格を有するものとする。
- (2) 令和4年4月1日以降、本業務と同種（公立スポーツ施設の再編・整備構想に関するもの等）又は類似（公共施設の再編・整備構想に関するもの等）の業務実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 「菊陽町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成8年要領第3号）」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 菊陽町が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成22年菊陽町要綱第29号）第3条第1項各号の規定に該当しないこと。
- (7) 市町村税等の滞納がないこと。

5 日程（予定）

内 容	実施日（実施予定日）
公募開始	令和8年1月 9日（金）
参加申込書受付	令和8年1月 9日（金）～令和8年1月21日（水）
参加資格結果通知	令和8年1月23日（金）
質疑書受付	令和8年1月 9日（金）～令和8年1月21日（水）
質疑回答	令和8年1月23日（金）
企画提案書等提出期限	令和8年1月28日（水）
本審査結果通知	令和8年2月上旬～中旬予定
契約締結	令和8年2月中旬～下旬予定

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

6 参加申込の手続等

本プロポーザルに参加する者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ・プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・業務実績調書（参加資格審査用）（様式第4号）

※令和4年4月1日以降における同種又は類似業務の契約実績を記載すること。

- ・参加希望者が令和7年度の菊陽町競争入札参加資格者でない場合は、資格審査表（様式第3号）に必要書類を添付の上、提出すること。

(2) 提出期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月21日（水） 午後5時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出先

菊陽町 事務局（前記3参照）

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、令和8年1月23日（金）までにプロポーザル参加申込書記載の電子メールアドレス宛に「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」を送付する。

7 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式第5号）

(2) 提出期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月21日（水）

(3) 提出方法

電子メール（sogoseisaku(at_mark)town.kikuyo.lg.jp）による。

※迷惑メール防止対策です。（at_mark）を@に置き換えてください。

(4) 質疑への回答

質疑に対する回答は、令和8年1月23日（金）までに町ホームページに掲載予定（様式第6号）

(5) その他

- ① 審査に関わる職員の役職及び氏名等に関する質疑については一切応じない。
- ② 他の提案者に関する質疑については一切応じない。
- ③ (2)の提出期間後の質疑については一切応じない。
- ④ 電子メールの件名は「熊本県営野球場誘致等包括支援業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問」とすること。
- ⑤ 電子メール送付後、到着確認のため連絡をすること。
- ⑥ 質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
- ⑦ 本プロポーザルの選定に公平性を保てないと判断される場合は回答を行わないものとする。

8 辞退届の提出

参加申し込み後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

辞退届（様式第7号）

(2) 提出期限

令和8年1月28日（水）午後5時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出先

菊陽町 事務局（前記3参照）

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類10部（正本1部、副本9部）

①企画提案書表紙（様式第8号）

②企画提案書（任意様式）

- ・企画提案書は任意様式とする。
- ・表紙及び目次を除き、ページ番号を付すること。
- ・正本及び副本ともに、提出書類①～⑥を一冊のファイル1部ずつ綴じること（提出書類⑦に

については、正本に原本、副本に写しを添付すること)。なお、表紙には、「熊本県営野球場誘致等包括支援業務委託企画提案書」と記載すること。

- 企画提案書については、別紙「熊本県営野球場誘致等包括支援業務委託仕様書」に基づき提案内容を作成すること。ただし、仕様書記載の項目に加えて新たな項目について提案を行うことは妨げない。
- 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。なお、図表においてはこの限りではない。

③会社概要書（様式第9号）

④業務工程表（任意様式）

⑤業務実施体制調書（様式第10号）

⑥業務実績調書（様式第11号）

⑦見積書（様式第12号）※副本は写し

・消費税及び地方消費税を含めること。

・積算内訳書（任意様式で、仕様書の4（1）及び（2）の業務内容ごとの金額が確認できるもの）を添付すること。

(2) 提出期限 令和8年1月28日（水）午後5時（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合、本町の休日を除く午前9時から午後5時まで）

(4) 提出先 菊陽町 事務局（前記3参照）

10 審査の方法

(1) 審査方法

ア 審査は、職員で構成する「熊本県営野球場誘致等包括支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、選定委員会において、9の提出書類により行う。

※必要に応じてヒアリングを実施する場合があり、その際は実施日や場所等を別途連絡する。

イ 審査基準は(2)の評価項目及び配点等のとおりとする。

ウ 審査の結果、最高点を獲得したものを第1位とし、第1位が同点のときは、選定委員会の委員の多数決により決定する（併せて次点者を決定する）。

エ 第1位として決定した者を受託候補者として特定し、契約締結に係る協議を行う。

(2) 評価項目及び配点等

評価項目	評価内容	配点
①業務工程	業務工程が具体的に示され、妥当性の高いものとなっているか。	10
②業務実施体制	業務実施体制（担当者の経験年数、実績等）は適切か。	10
③業務実績	同種又は類似の「業務実績」（実績数・規模等）を有しているか。	15
④理解度	業務の背景や目的、熊本県と菊陽町の考え方や動向等を理解した内容となっているか。	30
⑤実現性	内容が具体的で、実現性や妥当性を伴ったものとなっているか。	20
⑥独自性	内容に独自性があり、業務に期待が持てるものとなっているか。	15
合 計		100

(3) 選定結果の通知

選定結果は、書面によりプロポーザル参加者へ通知する（選定・非選定の別及び順位）。なお、選定結果や審査の内容に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

1.1 契約手続

審査の結果、受託候補者として特定した者と協議を行い、必要に応じ仕様書等に調整を行った上で契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が整わず、契約締結が不可能となったときは、次点者と協議を行う。

1.2 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、選考を行うのに必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類は、情報公開請求があった場合、菊陽町情報公開条例（平成13年3月13日条例第7号）に基づき公表することがある。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - ア 参加資格の要件を欠くとき
 - イ 提出書類の提出方法や提出期限を順守しないとき
 - ウ 提出された書類の内容に虚偽の記載があったとき
 - エ 提案上限額を超える金額で見積書を提出したとき
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき